### インターネットバンキング不正利用被害補償制度について

制度の概要	WEB-FBサービスまたはWEBバンキングサービス(以下、「インターネットバンキング」)をご利用のお客さまが、第三者による不正利用により預金の不正な払戻しが発生した場合に、その被害について補償いたします。
対象となるお客さま	インターネットバンキングをご契約されている法人のお客さま ※お申込み等のお手続およびご負担はございません。
取扱開始日	平成28年4月1日(金)より
補償限度額	1口座あたりの補償限度額 1,000万円
補償の対象となる期間	被害発生から30日以内
お客さまに実施していただくセキュリティ対策	<ol> <li>当金庫が導入しているセキュリティ対策(電子証明書またはワンタイムパスワードの利用)を着実に実施していただくこと。</li> <li>インターネットバンキングに使用する端末等(以下、単に「パソコン」)に関して、基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していただくこと。</li> <li>パソコンにインストールされている各種ソフトウェアで、メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト(OS)やウェブブラウザ等の使用を止めていただくこと。</li> <li>パソコンにセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、最新の状態に更新したうえで稼働していただくこと。</li> <li>インターネットバンキングの各種パスワードを定期的に変更していただくこと。</li> <li>モメールアドレスを登録し、受信したEメールにより、取引受付状況を確認していただくこと。また、Eメールアドレスを変更する場合は、変更後のEメールアドレスを速やかに登録していただくこと。</li> <li>当金庫が指定した正規の手順以外での電子証明書の利用を行わないでいただくこと。</li> </ol>

# お客さまに推奨する セキュリティ対策

- 1. 当金庫が提供するインターネットバンキング専用ウィルス対策ソ フト「Rapport (ラポート)」をご利用いただくこと。
- 2. パスワードを入力する際は、ソフトウェアキーボードをご利用い ただくこと。
- 3. 不審なEメールのリンク先へのアクセスおよび添付ファイルを不 用意に開かないこと。
- 4. いつもと違う不審な偽画面において I D · パスワードを不用意に 入力しないこと。
- 5. パソコンの利用目的として、インターネット接続時の利用はイン ターネットバンキングに限定していただくこと。
- 6. パソコンや無線LANのルータ等について、未利用時は可能な限 り電源を切断していただくこと。
- 7. 取引の申請者と承認者とで異なるパソコンを利用していただくこ ہ لے
- 8. 振込等の限度額を必要な範囲内でできるだけ低く設定していただ くこと。
- 9. 不審なログイン履歴や身に覚えがない取引履歴、取引通知メール がないかを定期的に確認していただくこと。

# 補償の対象とならない

おもな損害

- 1. 被害が発生した時点において、上記「お客さまに実施していただ くセキュリティ対策」の導入がされていなかった場合。
- 2. お客さま(法人の代表者、インターネットバンキング担当者、従 業員、ご家族、同居人、法定代理人、情報処理会社、業務委託を 受けた方など)の故意もしくは過失または法令違反による損害の 場合。
- 3. お客さま(法人の代表者、インターネットバンキング担当者、従 業員、ご家族、同居人、法定代理人、情報処理会社、業務委託を 受けた方など)が加担した不正利用による損害の場合。
- 4. 身に覚えのない残高変動や不正利用が発生した場合の、一定期間 内の当金庫への通報が行われていない場合。
- 5. 警察に被害届を出さない場合。
- 6. 当金庫による被害調査または警察による捜査に対して協力しない 場合。
- 7. 被害発生日の翌日から30日以内に当金庫への被害の届出がない 場合。
- 8. 取扱開始日前に発生した不正利用による損害の場合。
- 9. パソコンが正常に機能していない間に生じた損害の場合。

10. 天変地異、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱時に生じた 損害の場合。 11. お客さまの管理が不十分であったことによる | D・パスワード等 の流出・盗用または不正利用により生じた損害の場合。 12. 他人に強要された不正利用により生じた損害の場合。 13. お客さまが反社会的勢力に該当する場合。 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなっ た時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業 、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力団等、そ の他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいま す。) (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有す ること。 (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関 係を有すること。 (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または 第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力 団員等を利用していると認められる関係を有すること。 (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与す るなどの関与をしていると認められる関係を有すること。 (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と 社会的に非難されるべき関係を有すること。 補償の対象とならないおもな損害以外については、お客さまの故意も 補償基準・補償割合 しくは過失の有無等の個別の事案ごとに判断させていただきます。 不正利用の被害にあわれた場合は下記の受付先まで至急ご連絡くださ い。 曜日 受付先 電話番号 受付時間 不正利用の被害に  $0:00 \sim 9:00$  | L\(\delta\) \(\delta\) \(\delta\) 011-272-0666 あわれた場合 平日 9:00~18:00 お取引店の電話番号 お取引店  $18:00\sim24:00$  | しんきんサービスセンター 011-272-0666 0:00~24:00 011-272-0666 土・日・祝日 しんきんサービスセンター

## 補償制度の変更

補償内容を変更する場合は、当金庫ホームページへの掲載により告知いたします。